

お問い合わせは長寿支援課
☎421-6733へ

計画書は市ホームページ、市役所法務課情報公開班、図書館で見ることができます。

介護保険制度の主な変更内容

●介護報酬が改定されました

6年4月から「介護報酬」が改定され、介護サービスの利用料も4月利用分から変わりました。改定率はサービスの種類により異なりますが、全体で1.59%上がりました。

●福祉用具貸与、特定福祉用具販売が選択制になりました

6年4月から、固定用スロープ、歩行器（歩行車を除く）、単点杖（松葉づえを除く）および多点杖について、福祉用具貸与または特定福祉用具販売のいずれかを選択できるようになりました。

●施設サービス等における居住費の利用者負担限度額および基準費用額が変わります

利用者負担限度額の認定を受けた場合、自己負担は各利用者負担段階における限度額の範囲内の金額となり、基準費用額（標準的な費用の目安）との差額は介護保険で負担します。6年8月から次のとおり、第1段階の多床室以外の居住費の利用者負担限度額及び基準費用額が60円引き上げとなります。

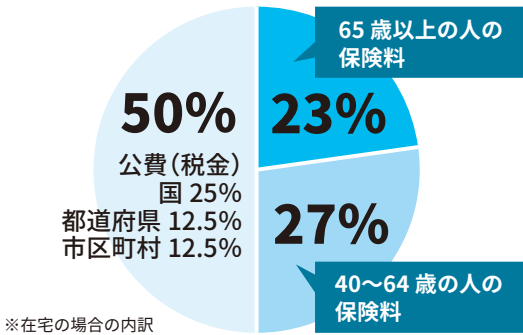
利用者負担段階	居住費（滞在費）			
	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
第1段階	880円	550円	550円 (380円)	0円
第2段階	880円	550円	550円 (480円)	430円
第3段階①	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円
第3段階②	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円
基準費用額	2,066円	1,728円	1,728円 (1,231円)	437円 (915円)

※表中の（ ）内は、特別養護老人ホーム・ショートステイを利用した場合の金額です。

6～8年度の65歳以上の人の
介護保険料が決まりました

65歳以上の人の介護保険料は、市の介護サービスに必要な費用などから算出された総額を基に、3年ごとに見直しを行っています。6～8年度の介護保険料は、前年の所得と世帯状況に応じて15段階に分けられます。

▼6～8年度の介護保険料の負担割合



▼6～8年度の65歳以上（第1号被保険者）の介護保険料

段階	対象となる人	保険料率	保険料（年額）
1	生活保護を受けている人	基準額×0.285	1万9,300円
	世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている人又は前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の人		
	世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円を超えて120万円以下の人		
	世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円を超える人		
	本人は住民税非課税(世帯内の人が住民税課税)で、前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の人		
2	世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円を超えて120万円以下の人	基準額×0.485	3万2,840円
3	世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円を超える人	基準額×0.685	4万6,370円
4	本人は住民税非課税(世帯内の人が住民税課税)で、前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額×0.90	6万920円
5 (基準額)	本人は住民税非課税(世帯内の人が住民税課税)で、前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円を超える人	基準額×1.00	6万7,680円
6	前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.15	7万7,840円
7	前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額×1.30	8万7,990円
8	前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額×1.50	10万1,520円
9	前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	基準額×1.70	11万5,060円
10	前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	基準額×1.90	12万8,600円
11	前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	基準額×2.10	14万2,130円
12	前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	基準額×2.30	15万5,670円
13	前年の合計所得金額が720万円以上820万円未満の人	基準額×2.40	16万2,440円
14	前年の合計所得金額が820万円以上1,000万円未満の人	基準額×2.60	17万5,970円
15	前年の合計所得金額が1,000万円以上の人	基準額×2.80	18万9,510円

※合計所得金額とは、収入から公的年金等控除や給与所得控除など必要経費に相当する額を控除した後で、基礎控除や医療費控除等の人的控除等をする前の金額をいいます。介護保険料の算定の際は、ここから長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除を控除した額で計算します。

●**使用薬剤** 農薬取締法に基づき農薬の登録がされている薬剤を使用します。

●**対象区域** 7月22日(月)：堀の内、神久保（一部）、萱田（一部）。7月24日(水)：麦丸、萱田、米本、神野、保品（一部）、上高野、下高野、村上。7月25日(木)：小池、神久保、真木野、佐山、平戸、島田、桑納、尾崎、桑橋、吉橋、勝田、保品（一部）

●**無人航空機による水田の病害虫防除を実施します**

無人航空機で水田に薬剤を散布します。実施日前や実施当日の天候によって日程が順延となる場合があります。急な変更はJ A 八千代市ホームページや市ホームページを確認してください。

▼日時 7月22日(月)午前7時頃～正午頃(予定)、7月24日(水)：25日(木)午前4時30分頃～正午頃(予定)

無人航空機による水田の病害虫防除を実施します

新川などの水辺の周辺には、農業用の用排水施設がたくさんあり、水の事故が発生しやすく、大変危険です。施設への立ち入りや周辺での水遊び、釣りなどは絶対にしないでください。また、子どもたちがこのような場所で遊んでいるのを見かけたら注意してください。

(農政課☎(421)6764)

水辺の危険な場所には近寄らないで

夏休み体験学習「船に乗って親子で印旛沼を学ぼう」

船上からの印旛沼観察や、水の実験などを行います。荒天により船が欠航になった場合は、中止とします。

▼日時／場所 8月17日(土)午前10時～正午／佐倉ふるさと広場(現地集合・現地解散) ▼対象 市内在住の小学生とその保護者。1組5人まで。必ず保護者が同伴してください。定員40人 ▼申し込み 7月16日(火)から環境政策課☎(421)6765へ

夏休み体験学習「船に乗って親子で印旛沼を学ぼう」

原爆犠牲者の冥福を祈り、恒久平和への誓いを新たにすため、広島の実験などを行います。荒天により船が欠航になった場合は、中止とします。

▼日時／場所 8月6日(火)午前8時～市民会館大ホール

(シティプロモーション課☎(421)6703)

黙とうと献花の集い

原爆犠牲者の冥福を祈り、恒久平和への誓いを新たにすため、広島の実験などを行います。荒天により船が欠航になった場合は、中止とします。

▼日時／場所 8月6日(火)午前8時～市民会館大ホール

(シティプロモーション課☎(421)6703)

新しい介護保険負担割合証を7月中に送付します

介護サービス利用時の負担割合は、前年の所得金額などで判定するため、毎年新しい介護保険負担割合証を交付しています。現在お手元にある介護保険負担割合証は7月31日(水)が期限です。7月中に8月1日(木)から有効な介護保険負担割合証を要介護（要支援）認定者に送付します。

(長寿支援課☎(421)6734)